

## 東京地方裁判所民事第10部

部長 鈴木正紀 殿

### ノーモア・ミナマタ東京訴訟第5陣を東京地裁民事第10部で

#### 併合審理することを求める要請書

私たち公害・地球環境問題懇談会は、「なくせ公害、守ろう地球環境」を運動目標に活動している公害・環境団体です。すべての水俣病被害者の救済を求める裁判に関わり、今回のノーモア・ミナマタ東京訴訟を支える活動に参加してきました。その第5陣提訴にあたっては被害者（原告）の求める併合審理は、被害と向き合い審理を尽くす司法の役割から当然のことであり、貴裁判所（東京地裁民事第10部）が原告側のくり返しの要請を受けとめ、再考されることを期待してきました。

ところが貴裁判所は、本件第5陣の「併合審理をしない」と引き取りを拒否するという到底納得できない対応をおこないました。今般の対応に強く抗議し、あらためて併合審理の措置を求めるものです。

併合審理を求める第一の理由は、長期にわたる病苦と社会的な偏見・差別という過酷な被害実態のもとで司法に救済を求めている被害者（原告）にこれ以上の犠牲・負担を押しつけてはならない、併合審理をしないことで別の裁判となれば間違いなく被害者（原告）の負担になる、このことを考慮すべきです。

第二の理由は、「訴訟進行」と「被害救済」は両立すべきものであり、速やかな救済を求める被害者（原告）の立場からも迅速な訴訟進行は望むところです。同時に、被害と向き合い、原告の訴えに耳を傾け、審理を尽くすことが不可欠です。今般の併合審理を拒むという対応は、「被害救済」より「訴訟進行」を優先させるものであり、本来の司法の役割に反するものと言わざるを得ません。

四大公害裁判以来、司法の判断は公害・薬害の全面解決にとって大きな役割を果たしてきました。この歴史的な教訓を知っている多くの国民が注視していることを指摘したいと思います。ノーモア・ミナマタ訴訟の重大性を考慮され、まっとうな訴訟進行に改めるように「併合審理」を重ねて要請します。

2017年12月21日 公害・地球環境問題懇談会